

高知県ものづくり省力化設備投資支援事業費補助金 Q&A (4/8 時点)

(ア) 補助対象者について

○高知県内の事業所（工場・店舗・事務所）等において、主たる事業を製造業とする中小企業者及び小規模企業者		
No.	質問	回答
1	製造業を営んでいることはどのように確認しますか。	○提出いただく履歴事項全部証明書に「製造」や「加工」という記載があること、申請書の別紙 1 補助事業計画書の業種記入欄や別紙 3 の 3 生産フロー図、実施体制において、製造や加工の工程が含まれていることなどで確認します。
2	主たる業種はどのようにして判断しますか。	○直近の決算時点における主業種（売上高で比較）を日本標準産業分類における「大分類」で判断し、記載してください。 本補助金は、主たる業種が「製造業」に該当する場合に限り申請いただけます。
3	個人事業主は対象となりますか。	○対象となります。 ただし、雇用する従業員がいない場合は補助対象外です。詳しくは（イ）補助要件・補助対象事業の項をご確認ください。
4	県税の徴収猶予中ですが、申請できますか。	○徴収猶予中の方も申請できます。 ○徴収猶予中であることは納税証明書に記載されるので、納税証明書を提出してください。
5	高知県外に本社があり、県内に事業所がある場合は、申請可能ですか。	○高知県内に事業所を有し、県内で製造を行っていれば申請可能です。